

総務省組織令の一部を改正する政令案参照条文

目次

○ 国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）（抄）	1
○ 総務省組織令（平成十二年政令第二百四十六号）（抄）	1
○ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）（抄）	7

○ 国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）（抄）

（内部部局）

第七条 省には、その所掌事務を遂行するため、官房及び局を置く。

2・3 （略）

4 官房、局及び部の設置及び所掌事務の範囲は、政令でこれを定める。

5 庁、官房、局及び部（その所掌事務が主として政策の実施に係るものである庁として別表第二に掲げるもの（以下「実施庁」という。）並びにこれに置かれる官房及び部を除く。）には、課及びこれに準ずる室を置くことができるものとし、これらの設置及び所掌事務の範囲は、政令でこれを定める。

6・8 （略）

（官房及び局の所掌に属しない事務をつかさどる職等）

第二十条 （略）

2 （略）

3 各省及び各庁（実施庁を除く。）には、特に必要がある場合においては、前二項の職のつかさどる職務の全部又は一部を助ける職で課長に準ずるものを置くことができるものとし、その設置、職務及び定数は、政令でこれを定める。

（内部部局の職）

第二十一条 （略）

2・3 （略）

4 官房、局若しくは部（実施庁に置かれる官房及び部を除く。）又は委員会の事務局には、その所掌事務の一部を総括整理する職又は課（課に準ずる室を含む。）の所掌に属しない事務の能率的な遂行のためこれを所掌する職で課長に準ずるものを置くことができるものとし、これらの設置、職務及び定数は、政令でこれを定める。官房又は部を置かない庁（実施庁を除く。）にこれらの職に相当する職を置くとときも、同様とする。

5 （略）

○ 総務省組織令（平成十二年政令第二百四十六号）（抄）

（大臣官房の所掌事務）

第三条 大臣官房は、次に掲げる事務をつかさどる。

一〇二十八 (略)

二十九 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号。以下「番号利用法」という。)第二十一条第一項の規定による情報提供ネットワークシステム(番号利用法第二条第十四項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。第二十六条において同じ。)の設置及び管理に関すること。

三十・三十一 (略)

(政策統括官の職務)

第十四条 政策統括官は、命を受けて第一号に掲げる事務を分掌し、及び第二号から第四号までに掲げる事務をつかさどる。

一 総務省の所掌事務に関する総合的な政策の企画及び立案に関すること。

二 統計及び統計制度に関する次に掲げる事務

イ 統計及び統計制度の発達及び改善に関する基本的事項の企画及び立案に関すること。

ロ 統計調査の実施についての審査及び調整並びに統計基準の設定に関すること。

ハ 統計職員の養成の企画及び立案に関すること。

ニ 国際統計事務の統括に関すること。

ホ イからニまでに掲げるもののほか、統計の発達及び改善に関すること(統計局及び他の行政機関の所掌に属するものを除く。)

三 恩給制度に関する企画及び立案に関すること。

四 恩給を受ける権利の裁定並びに恩給の支給及び負担に関すること。

(サイバーセキュリティ統括官の職務)

第十五条 サイバーセキュリティ統括官は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 情報の電磁的流通におけるサイバーセキュリティ(サイバーセキュリティ基本法(平成二十六年法律第百

四号)第二条に規定するサイバーセキュリティをいう。第三号及び第十八条第五項において同じ。)の確保

に関すること。

二 情報の電磁的流通における個人情報の保護に関すること。

三 総務省の所掌事務に関するサイバーセキュリティの確保に関する事務の統括に関すること。

(大臣官房に置く課等)

第二十条 大臣官房に、次の五課及び参事官一人を置く。

秘書課

秘書課

総務課

会計課

企画課

政策評価広報課

(参事官の職務)

第二十六条 参事官は、番号利用法第二十一条第一項の規定による情報提供ネットワークシステムの設置及び管理に関する事務をつかさどり、又は命を受けて、総務省の所掌事務に関する特定事項についての企画及び立案に参画する。

(住民制度課の所掌事務)

第四十七条 住民制度課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 住民基本台帳制度に関すること。

二 番号利用法第七条の規定による個人番号の指定及び通知並びに個人番号カードに関すること。

三 住居表示制度に関すること。

四 地方公共団体の情報システムに関する事項のうち電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務制度に関するものの企画及び立案並びに係る関係部局の調整に関すること。

五 地方公共団体の情報システムに関する事項のうち地方公共団体総合行政ネットワーク(全ての地方公共団体においてその使用する電子計算機を相互に電気通信回線で接続して情報の電磁的方式による流通及び情報処理を行うための情報通信ネットワークをいう。)に関するものの企画及び立案並びに係る関係部局の調整に関すること。

六 地方公共団体情報システム機構の組織及び運営一般に関すること。

(地域政策課の所掌事務)

第四十八条 地域政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 国と地方公共団体及び地方公共団体相互間の連絡調整に関すること(自治財政局及び自治税務局並びに行政課及び地域自立応援課の所掌に属するものを除く。)

二 地方公共団体の求めに応じて当該地方公共団体の行政及び財政に関する総合的な調査を行うこと。

三 地方自治に係る政策で地域の振興に関するものの企画及び立案並びに推進に関すること(市町村課、地域

自立応援課及び参事官の所掌に属するものを除く。)

四 地方自治に関する調査及び研究に関すること。

五 地方自治に係る基本的な政策の企画及び立案に関すること。

六 地方自治に係る政策の企画及び立案、公文書類に関する意見並びに調査及び統計の作成について関係部局の調整を図ること(行政課の所掌に属するものを除く。)

- 七 地方公共団体の情報システムに関する企画及び立案並びに関係部局の調整に関すること（住民制度課の所掌に属するものを除く。）。
- 八 地方自治に関する情報を処理するため必要な総務省の情報システムの整備及び管理に関すること。
（交付税課の所掌事務）
- 第五十八条 交付税課は、次に掲げる事務をつかさどる。
- 一 普通交付税に関する企画及び立案に関すること。
 - 二 地方団体に交付すべき普通交付税の額の決定に関すること。
 - 三 地方交付税の額の算定に用いた資料に関する検査その他地方交付税の額の適切な算定を確保するための手続に関すること。
 - 四 前二号に掲げるもののほか、地方交付税法の施行に関すること（財政課の所掌に属するものを除く。）。
（統計企画管理官等）
- 第一百九条 本省に、統計企画管理官一人、統計審査官三人、国際統計管理官一人、恩給企画管理官一人及び恩給業務管理官一人を置く。
- 2 統計企画管理官は、政策統括官のつかさどる職務（第十四条第二号（同号ロ及びニに掲げるものを除く。）に掲げるものに限る。）を助ける。
 - 3 統計審査官は、命を受けて、政策統括官のつかさどる職務（第十四条第二号ロに掲げるものに限る。）を助ける。
 - 4 国際統計管理官は、政策統括官のつかさどる職務（第十四条第二号ニに掲げるものに限る。）を助ける。
 - 5 恩給企画管理官は、政策統括官のつかさどる職務のうち次に掲げる事務を助ける。
 - 一 恩給に関する事務の総括に関すること。
 - 二 恩給制度に関する企画及び立案に関すること。
 - 三 恩給の支給及び恩給に関する事務の処理に係る経費の予算及び決算に関すること。
 - 四 恩給の支給に要する資金の交付に関すること。
 - 五 恩給に関する事務に係る会計に関すること。
 - 六 恩給を受ける権利の裁定に関すること（次項第一号及び第二号に掲げるものを除く。）。
 - 七 恩給に関する審査請求及び訴訟に関すること。
 - 八 恩給に関する相談に関すること。
 - 九 恩給審査会の庶務に関すること。
 - 6 恩給業務管理官は、政策統括官のつかさどる職務のうち次に掲げる事務を助ける。
 - 一 恩給証書の作成及び交付に関すること。

- 二 恩給の受給権調査に関すること。
- 三 恩給の支給に関すること（前項第三号、第四号、第七号及び第八号に掲げるものを除く。）。
- 四 恩給に関する事務の処理に関する情報システムの整備及び管理に関すること。
- 五 恩給の統計に関すること。
- 六 恩給の原書の整理及び保管に関すること。

（参事官）

- 第二百二十条 本省に、参事官三人を置く。
- 2 参事官は、命を受けて、サイバーセキュリティ統括官のつかさどる職務を助ける。

附 則

（自治財政局の所掌事務の特例）

- 第四条 自治財政局は、第八条各号に掲げる事務のほか、当分の間、次に掲げる事務をつかさどる。

一 地方特例交付金に関すること。

二 交通安全対策特別交付金の交付に関すること。

- 2 自治財政局は、第八条各号及び前項各号に掲げる事務のほか、令和二年三月三十一日までの間、子ども・子育て支援臨時交付金に関する事務をつかさどる。

（自治税務局の所掌事務の特例）

- 第五条 自治税務局は、第九条各号に掲げる事務のほか、当分の間、地方法人特別税、地方法人特別譲与税及び地方道路譲与税に関する事務をつかさどる。この場合において、同条第一号中「及び特別法人事業税」とあるのは、「特別法人事業税及び地方方法人特別税」と、「及び特別法人事業譲与税」とあるのは、「特別法人事業譲与税、地方道路譲与税及び地方方法人特別譲与税」とする。

（政策統括官の職務の特例）

- 第七条 政策統括官は、第十四条各号に掲げる事務のほか、当分の間、次に掲げる事務をつかさどる。

一 国家公務員共済組合連合会の長期給付の決定に関する審理に関すること。

二 国会議員の互助年金及び互助一時金（以下「国会議員互助年金等」という。）を受け権利の裁定並びにこれらの支給及び負担に関すること。

（大臣官房参事官の設置期間の特例）

- 第八条 第二十条の参事官は、令和三年三月三十一日まで置かれるものとする。

（自治財政局交付税課の所掌事務の特例）

- 第十四条 自治財政局交付税課は、第五十八条各号に掲げる事務のほか、当分の間、附則第四条第一項各号に掲

げる事務をつかさどる。

2 自治財政局交付税課は、第五十八条各号に掲げる事務及び前項に規定する事務のほか、令和二年三月三十一日までの間、附則第四条第二項に規定する事務をつかさどる。

(情報流通行政局郵政行政部企画課の所掌事務の特例)

第十八条 情報流通行政局郵政行政部企画課は、第八十七条各号に掲げる事務のほか、郵政民営化法第八条に規定する移行期間の末日までの間、次に掲げる事務をつかさどる。

一 郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十七年法律第百二号。以下この号及び附則第二十三条第一項において「整備法」という。)附則第四十二条第二項の規定により読み替えて適用される同条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる整備法第二条の規定による廃止前の日本郵政公社法(平成十四年法律第九十七号)第五十八条第一項の規定に基づく検査に関すること。

二 (略)

(恩給企画管理官の特例)

第二十条 恩給企画管理官は、第一百九条第五項各号に掲げる事務のほか、当分の間、政策統括官のつかさどる職務のうち次に掲げる事務を助ける。

一 国家公務員共済組合連合会の長期給付の決定に関する審理に関すること。

二 国会議員互助年金等に関する事務の総括に関すること。

三 国会議員互助年金等を受ける権利の裁定並びにこれらの支給及び負担に関する企画及び立案に関すること。

四 国会議員互助年金等の支給及び国会議員互助年金等に関する事務の処理に係る経費の予算及び決算に関すること。

五 国会議員互助年金等の支給に要する資金の交付に関すること。

六 国会議員互助年金等に関する事務に係る会計に関すること。

七 国会議員互助年金等を受ける権利の裁定に関すること(次条第一号及び第二号に掲げるものを除く。)

八 国会議員互助年金等に関する審査請求及び訴訟に関すること。

九 国会議員互助年金等に関する相談に関すること。

(恩給業務管理官の特例)

第二十一条 恩給業務管理官は、第一百九条第六項各号に掲げる事務のほか、当分の間、政策統括官のつかさどる職務のうち次に掲げる事務を助ける。

一 国会議員の互助年金証書の作成及び交付に関すること。

二 国会議員の互助年金の受給権調査に関すること。

- 三 国会議員互助年金等の支給に関すること（前条第四号、第五号、第八号及び第九号に掲げるものを除く。）
- 四 国会議員互助年金等に関する事務の処理に関する情報システムの整備及び管理に関すること。
- 五 国会議員互助年金等の統計に関すること。
- 六 国会議員互助年金等の原書の整理及び保管に関すること。

（参事官の設置期間の特例）

第二十二條 第二百十條第一項の参事官のうち一人は、令和三年三月三十一日まで置かれるものとする。

（情報通信行政・郵政行政審議会の所掌事務の特例）

第二十三條 情報通信行政・郵政行政審議会は、第二百五條第一項に定めるもののほか、当分の間、整備法附則第六條第一項の規定によりなおその効力を有することとされる整備法第二條の規定による廃止前の郵便貯金法（昭和二十二年法律第四百四十四号）第七十四條、整備法附則第十四條第一項の規定によりなおその効力を有することとされる整備法第二條の規定による廃止前の郵便振替法（昭和二十三年法律第六十号）第六十八條、整備法附則第十八條第一項の規定によりなおその効力を有することとされる整備法第二條の規定による廃止前の簡易生命保険法（昭和二十四年法律第六十八号）第五十五條、整備法附則第二十三條第一項の規定によりなおその効力を有することとされる整備法第二條の規定による廃止前の郵便貯金の利子の民間海外援助事業に対する寄附の委託に関する法律（平成二年法律第七十二号）第七條の二第二項及び整備法附則第四十八條第二項の規定に基づきその権限に属させられた事項を処理する。

2 （略）

○ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）（抄）

（定義）

第二條 この法律において「行政機関」とは、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「行政機関個人情報保護法」という。）第二條第一項に規定する行政機関をいう。

2 1 3 （略）

1 4 この法律において「情報提供ネットワークシステム」とは、行政機関の長等（行政機関の長、地方公共団体の機関、独立行政法人等、地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第十八号）第二條第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）及び地方公共団体情報システム機構（以下「機構」という。）並びに第十九條第七号に規定する情報照会者及び情報提供者並びに同條第八号に規定する条例事務関

係情報照会者及び条例事務関係情報提供者をいう。第七章を除き、以下同じ。）の使用に係る電子計算機を相互に電気通信回線で接続した電子情報処理組織であつて、暗号その他その内容を容易に復元することができない通信の方法を用いて行われる第十九条第七号又は第八号の規定による特定個人情報の提供を管理するために、第二十一条第一項の規定に基づき総務大臣が設置し、及び管理するものをいう。

15 (略)

(情報提供ネットワークシステム)

第二十一条 総務大臣は、委員会と協議して、情報提供ネットワークシステムを設置し、及び管理するものとする。

2

総務大臣は、情報照会者から第十九条第七号の規定により特定個人情報の提供の求めがあつたときは、次に掲げる場合を除き、政令で定めるところにより、情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供者に対して特定個人情報の提供の求めがあつた旨を通知しなければならない。

一 情報照会者、情報提供者、情報照会者の処理する事務又は当該事務を処理するために必要な特定個人情報

の項目が別表第二に掲げるものに該当しないとき。
二 当該特定個人情報記録されることとなる情報照会者の保有する特定個人情報ファイル又は当該特定個人情報記録されている情報提供者の保有する特定個人情報ファイルについて、第二十八条（第三項及び第五項を除く。）の規定に違反する事実があつたと認めるとき。